

貨物自動車運送事業法(過去問題)

平成27年第1回(平成27年8月)

問1 運送事業法第2条(定義)

貨物自動車運送事業に関する次の記述のうち、**誤っているもの**を1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 貨物自動車運送事業とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業及び**貨物自動車利用運送事業**をいう。

解答(定義)第2条

「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業をいう。

2. 一般貨物自動車運送事業者は、その名義を他人に一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業のため利用させてはならず、また、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。
3. 一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法第23条(輸送の安全確保の命令)、同法第26条(事業改善の命令)又は同法第33条(許可の取消し等)の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る)を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
4. 特別積合せ貨物運送とは、一般貨物自動車運送事業として行う運送のうち、営業所その他の事業場(以下「事業場」という)において集貨された貨物の仕分を行い、集貨された貨物を積み合わせて他の事業場に運送し、当該の事業場において運送された貨物の配達に必要な仕分を行うものであって、これらの事業場の間における当該積合せ貨物の運送を定期的に行うものをいう。

問2 貨物自動車運送事業法第17条(輸送の安全)

貨物自動車運送事業法に定める一般貨物自動車運送事業者の**輸送の安全**についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句を下の枠内の選択肢(1～8)から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の[A：**数**]、荷役その他の事業用自動車の運転に附随する作業の状況等に応じて[B：**必要となる員数の**]運転者及びその他の従業

員の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び[C : **乗務時間**]の設定その他事業用自動車の運転者の[D : **過労運転を防止**]するために必要な措置を講じなければならない。

| | | |
|-------------------|--------------|--------------------|
| 1. 種類 | 2. 安全運転を確保 | 3. 乗務時間 |
| 4. 過労運転を防止 | 5. 数 | 6. 必要となる員数の |
| 7. 休息时间 | 8. 必要な資格を有する | |

問 3

次の記述のうち、一般貨物自動車運送事業の運行管理者の行わなければならない業務として正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 従業員に対し、効果的かつ適切に指導及び監督を行うため、輸送の安全に関する基本的な方針を策定し、これに基づき指導及び監督を行うこと。

誤り(安全規則第10条)

従業員に対する指導及び監督のための基本的な方針の策定は事業者の業務。

2. **事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の発生日時等所定の事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において3年間保存すること。**

3. 乗務員が有効に利用することのできるように、休憩に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守すること。

誤り

施設の管理のみ、整備・保守の義務はない。

4. **自動車事故報告規則第5条(事故警報)の規定により定められた事故防止対策に基づき、事業用自動車の運行の安全の確保について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。**

問 4 安全規則第7条(点呼等)

次の記述のうち、貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者(以下「運転者」という)に対する乗務終了後の点呼(運転者の所属する営業所において対面で行うものに限る)において、運行管理者が法令の定めにより実施しなければならない事項として正しいものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 「道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検(日常点検)の実施又はその確認」について報告を求め、及び確認を行う。

誤り 乗務前点呼の内容。

2. 「酒気帯びの有無」について、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器(国土交通大臣が告示で定めるもの)を用いて確認を行う。

3. 「運行中の疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無」について報告を求め、確認を行う。

誤り 乗務前点呼の内容。

4. 運送依頼事項及び貨物の積載状況について報告を求め、及び確認を行う。

誤り 法令の定めにより実施しなければならない事項ではない。

5. 「乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況」について報告を求める。

6. 点呼を受ける運転者が他の運転者と交替した場合にあっては、当該運転者が交替した運転者に対して行った法令の規定による通告について報告を求める。

問5 事故報告規則第4条(速報)

一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という)の自動車事故報告規則に基づく自動車事故報告書の提出等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 事業用自動車が鉄道車両(軌道車両を含む)と接触する事故を起こした場合には、当該事故のあった日から30日以内に、自動車事故報告規則に定める自動車事故報告書(以下「報告書」という)3通を当該事業用自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長等を経由して、国土交通大臣に提出(以下「国土交通大臣に提出」という)しなければならないものの、運輸支局長等への速報までは要しない。

解説 鉄道車両との接触事故は速報する必要はない。

2. 事業用自動車が転覆する事故を起こし、積載する灯油の一部が漏えいしても火災が生じなかった場合には、当該事故のあった日から30日以内に、報告書3通を国土交通大臣に提出しなければならないものの、運輸支局長等への速報までは要しない。

解説 事業用自動車の転覆により、積載物が漏えいした場合は、火災が生じなくても速報が必要となる。

3. 事業用自動車が行歩者1名に医師の治療を要する期間が30日の傷害を生じざる事故を起こし、当該傷害が病院に入院することを要しないものである場合には、報告書を国土交通大臣に提出しなくてもよい。

解説 入院することを要しない傷害であり、重傷者の定義にあてはまらない。

4. 事業用自動車の運転者に道路交通法に規定する救護義務違反があった場合には、当該違反があったことを事業者が知った日から30日以内に、報告書3通を国土交通大臣に提出しなければならない。

解説 事故報告規則第3条 報告書の提出の条文通り。

問6 安全規則第3条(過労運転の防止)

一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という)の過労運転の防止等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 事業者が法令に基づき常時選任しておかなければならない事業用自動車の運転者(以下「運転者」という)は、日々雇い入れられる者、2カ月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く)であってはならない。

解説 安全規則第3条(過労運転の防止)第7項条文通り

2. 運転者が一の運行における最初の乗務を開始してから最後の乗務を終了するまでの時間(ただし、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)の規定において厚生労働省労働基準局長が定めることとされている自動車運転者がフェリーに乗船する場合における休息期間を除く)は、**168時間を超えてはならない。**

解説 安全規則第3条第1項・第2項 **144時間を超えてはならない。**

3. 事業者は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、当該運転者と交替するための運転者を配置しておかなければならない。

解説 安全規則第3条第7項条文通り

4. 事業者は、乗務前及び乗務後の点呼のいずれも対面(輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、点呼を行う場合にあっては、国土交通大臣が定めた機器による方法を含む)で行うことができない乗務を含む運行ごとに、所定の事項を記載した運行指示書を作成し、これにより運転者に対し適切な指

示を行い、及びこれを当該運転者に携行させなければならない。

解説 安全規則第9条の3(運行指示書による指示等) 第1項

問7 安全規則第16条(乗務員)

次の記述のうち、貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という)の事業用自動車の運転者が遵守しなければならない事項として誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 運転者は、乗務を開始しようとするとき、乗務前及び乗務後の点呼のいずれも対面(輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、点呼を行う場合にあっては、国土交通大臣が定めた機器による方法を含む)で行うことができない乗務の途中及び乗務を終了したときは、法令に規定する点呼を受け、事業者に所定の事項について報告をすること。

解説 安全規則第17条 第1項3条文通り

2. 運転者は、酒気を帯びた状態であるとき、又は疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を事業者に申し出ること。

解説 安全規則第17条 第1項1・1の2条文通り

3. **運転者は、乗務を終了して他の運転者と交替するときは、交替する運転者に対し、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について通告すること。この場合において、交替して乗務する運転者は、当該通告を受け、当該事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な装置の機能について点検の必要性があると認められる場合には、これを点検すること。**

解説 安全規則第17条 第1項 必ず点検しなければならない。

4. 一般貨物自動車運送事業の運転者は、事業用自動車に乗務したときは、乗務した事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示、乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離等所定の事項を「乗務の記録」(法令に規定する運行記録計により記録する場合は除く)に記録すること。

解説 安全規則第8条(乗務等の記録)・第17条 条文通り

問8 安全規則第18条(運行管理者等の選任)

一般貨物自動車運送事業(以下「事業者」という)の運行管理者の選任等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 事業者は、事業用自動車(被けん引自動車を除く)の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を30で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする)に1を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

解説 安全規則第18条 運行管理者等の選任の条文通り

2. 事業者は、法令に規定する運行管理者資格者証を有する者、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務について5年以上の実務経験を有する者又は国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する講習であって国土交通大臣の認定を受けたもの(基礎講習)を修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者(補助者)を選任することができる。

解説 運行管理者資格者証を有する者、又は基礎講習を修了した者であり、5年以上の実務経験を有する者は選任できない。

3. 国土交通大臣は、運行管理者資格者証の交付を受けている者が、貨物自動車運送事業法若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その運行管理者資格者証の返納を命ずることができる。また、運行管理者資格者証の返納を命ぜられ、その日から2年を経過しない者に対しては、運行管理者資格者証の交付を行わないことができる。

解説 貨物自動車運送事業法第20条 運行管理者資格者証の返納

4. 事業者は、運行管理者に対し、国土交通省令で定める業務を行うため必要な権限を与えなければならない。また、事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。また、事業者は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならない。

解説 貨物指導體運送事業法第22条 運行管理者等の義務

平成27年第2回(平成28年3月)

問1

一般貨物自動車運送事業者が定める事業計画の変更に関する次の記述のうち、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならないものとして正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 営業所又は荷扱所の位置の変更(貨物自動車利用運送のみに係るもの及び地方運輸局長が指定する区域内におけるものに限る)

解説 軽微な事項に関する事業計画のため変更後、遅滞なく届け出る。

2. 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数の変更

解説 貨物自動車運送事業法第9条(事業計画の変更)条文通り

3. 主たる事務所の名称及び位置の変更

解説 軽微な次号に関する事業計画のため変更後、遅滞なく届け出る。

4. 営業所又は荷扱所の名称の変更

問2

貨物自動車運送事業法に定める運行管理者等の義務についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句を下の枠内の選択肢(1～8)から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 運行管理者は、[A：**誠実**]にその業務を行わなければならない。
2. 一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者に対し、法令で定める業務を行うため必要な[B：**権限**]を与えなければならない。
3. 一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を[C：**尊重**]
4. しなければならず、事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う[D：**指導**]に従わなければならない。

| | | | |
|--------------|--------------|-------|--------------|
| 1. 指導 | 2. 権限 | 3. 考慮 | 4. 公平 |
| 5. 誠実 | 6. 地位 | 7. 勧告 | 8. 尊重 |

問3

次の記述のうち、運行管理者の行わなければならない業務として正しいものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 従業員に対し、効果的かつ適切に指導及び監督を行うため、輸送の安全に関する基本的な方針を策定し、これに基づき指導及び監督を行うこと。

解説 安全規則第10条 基本的な方針の策定は事業者の業務

2. **法令の規定により、乗務員が休憩又は睡眠のために利用することができる施設を適切に管理すること。**

3. 法令で規定する運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する講習であって国土交通大臣の認定を受けたもの(基礎講習)を修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者(補助者)を選任すること並びにその者に対する指導及び監督を行うこと。

解説 補助者の選任は事業者の業務

4. 法令の規定により、死者又は負傷者(法令に掲げる傷害を受けた者)が生じた事故を引き起こした者等に運転者に対し、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせること。

問 4

貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対する点呼に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 乗務前の点呼においては、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無について、運転者に対し報告を求め、及び確認しなければならない。ただし、その他の方法により当該報告事項について確認ができる場合であっては、当該報告を求めないことができる。

解説 安全規則第7条 確認ができる場合でも必ず報告を求める。

2. 乗務前の点呼においては、営業所に備えるアルコール検知器(呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるもの)を用いて酒気帯びの有無を確認できる場合であっても、運転者の状態を目視等で確認しなければならない。

解説 安全規則第7条 第4項条文の通り

3. 乗務前の点呼は、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法)により行わなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められ貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、当該貨物自動車運送事業者は、対面の点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。

解説 安全規則第7条 第1項条文の通り

4. 乗務前及び乗務後の点呼のいずれも対面で行うことができる乗務を行う運転者に対

しては、乗務前及び乗務後の点呼の他に、当該乗務途中において少なくとも1回電話等により点呼(中間点呼)を行わなければならない。当該点呼においては、乗務する事業用自動車の法令に定める点検(日常点検)の実施又はその確認についての報告を求めなくてはならない。

解説 安全規則第7条 第3項 中間点呼については酒気帯びの有無、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無について報告を求める。

問5 事故報告規則

自動車事故に関する次の記述のうち、一般貨物自動車運送事業者が自動車事故報告規則に基づく国土交通大臣への報告を要しないものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業用自動車が走行中、運転者がハンドル操作を誤り、当該事業用自動車が道路から0.6メートル下の畑に転落した。

解説 事故報告規則第2条第1項 0.5メートル以上の転落(転覆)事故は報告義務。

2. **事業用自動車が走行中、鉄道施設である高架橋の下を通過しようとしたところ、積載していた建設用機械の上部が橋桁に衝突した。この影響で、2時間にわたり本線において鉄道車両の運転を休止させた。**

解説 事故報告規則第2条第1項 2時間の鉄道車両の運転休止は報告を要しない。

3. 事業用自動車が走行中、アクセルを踏んでるものの速度が徐々に落ち、しばらく走行したところでエンジンが停止して走行が不可能になった。再度エンジンを始動させようとしたが、燃料装置の故障によりエンジンを再始動させることができず、運行ができなくなった。

解説 事故報告規則第2条第1項 燃料装置の故障は運行不能事故のため報告義務。

4. 事業用自動車が交差点を通過するため進入したところ、交差する道路の左方から進入してきた原動機付自転車と出会い頭に衝突した。当該事故で原動機付自転車の運転者に2日間の入院及び30日間の医師の治療を要する傷害を生じさせた。

解説 事故報告規則第2条第1項 入院を要する負傷、通院30日以上のため重傷者の定義となり、報告義務。

問6 安全規則第3条 過労運転の防止

一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という)又は事業用自動車の運転者(以下「運

転者」という)の過労運転の防止等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の運転者を常時選任しておかなければならず、この場合、選任する運転者は、日々雇い入れられる者、2カ月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く)であってはならない。

解説 安全規則第3条第1項・第2項条文の通り

2. 事業者は、運転者等が有効に利用することができるように、休憩に必要な施設を整備し、及び運転者等に睡眠を与える必要がある場合にあつては睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守しなければならない。

解説 安全規則第3条第3項条文の通り

3. 運転者は、疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を事業者に申し出なければならない。

4. **事業者は、運行指示書の作成を要する運行の途中において、運行の開始及び終了の地点及び日時に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容を記載し、これにより運転者に対し電話その他の方法により、当該変更の内容について適切な指示を行わなければならない。この場合、当該運転者が携行している運行指示書については、当該変更の内容を記載させることを要しない。**

解説 運転者は変更内容の記載をしなければならない。

問7

一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という)の事業用自動車の運行の安全を確保するために、国土交通省令に基づき運転者に対して行わなければならない特別な指導に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、事業用自動車の運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者であつて、当該事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に他の事業者によって運転者として常時選任されたことがない者には、初任運転者を対象とする特別な指導について、やむを得ない事情がある場合を除き、初めて事業用自動車に

乗務する前に実施しなければならない。

2. 事業者は、危険物を運搬する場合、その運転者に対し、消防法(昭和23年法律第186号)その他の危険物の規制に関する法令に基づき、運搬する危険物の性状を理解させるとともに、取扱い方法、積載方法及び運搬方法について留意すべき事項を指導しなければならない。また、運搬中に危険物が飛散又は漏えいした場合に安全を確保するためにとるべき方法を指導し、習得させなければならない。
3. 事業者は、事故惹起運転者に対する特別な指導については、やむを得ない事情がある場合または外部の専門的機関における指導講習を受講する予定である場合を除き、当該交通事故を引き起こした後、再度事業用自動車に乗務を開始した後1カ月以内に実施しなければならない。

解説 原則として事業用自動車に再度乗務する前に行う。

4. 事業者は、適齢診断(高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを)運転者が65才に達した日以後1年以内に1回受診させ、その後3年以内ごとに1回受診させなければならない。

問8 安全規則第5条 貨物の積載方法

一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という)の貨物の積載等に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときに偏荷重が生じないように積載するとともに、運搬中に荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講じなければならないとされている。この措置を講じなければならないとされる事業用自動車は、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のものに限られる。

解説 安全規則第5条 事業用自動車の大きさに関係なく、すべての自動車について必要な措置を講じなければならない。

2. 事業者は、車両総重量が7トン又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した運転者に対し、貨物の積載状況を「乗務記録」に記録させなければならない。

解説 安全規則第8条 車両総重量8トン又は最大積載量5トン以上

3. 事業者は、道路法第47条第2項の規定(車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が政令で定める最高限度を超えるものは、道路を通行させてはならない)に違反し、又は政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し道路管理者が付した条件(通行経路、通行時間等)に違反して事業用自動車を通行させることを防止するため、運転者に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。

解説 安全規則第5条の2第1項条文の通り

4. 国土交通大臣は、事業者が過積載による運送を行ったことにより、貨物自動車運送事業法の規定による命令また処分をする場合において、当該命令又は処分に係る過積載による運送が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであると認められ、かさ、当該事業者に対する命令又は処分のみによっては当該過積載による運送の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該荷主に対しても、当該過積載による運送の再発の防止を図るため適当な措置を執るべきことを勧告することができる。

解説 貨物自動車運送事業法 第17条(輸送の安全)第2項条文の通り

平成28年第1回(平成28年8月)

問1

貨物自動車運送事業法における定義についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 一般貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く)を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。
2. **貨物自動車運送事業とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業及び貨物自動車利用運送事業をいう。**
3. 貨物自動車利用運送とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者が他の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者の行う運送(自動車を使用して行う貨物の運送に係るものに限る)を利用してする貨物の運送をいう。
4. 特別積合せ貨物運送とは、一般貨物自動車運送事業として行う運送のうち、営業所その他の事業場(以下「事業場」という)において集貨された貨物の仕分を行い、集貨された貨物を積み合わせて他の事業場に運送し、当該他の事業場において運送さ

れた貨物の配達に必要な仕分を行うものであって、これらの事業場の間における当該積合せ貨物の運送を定期的に行うものをいう。

問2

貨物自動車運送事業輸送安全規則に定める貨物自動車運送事業者の**過労運転の防止**についての次の文中、A B C Dに入るべき字句を下の枠内の選択肢(1～8)から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 一般貨物自動車運送事業者は、事業計画に従い業務を行うに[A：**必要な員数の**]事業用自動車の運転者(以下「運転者」という)を常時選任しておかなければならない。
2. 前項の規定により選任する運転者は、日々雇い入れられる者、[B：**2カ月**]以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く)であってはならない。
3. 貨物自動車運送事業者は、運転者及び事業用自動車の運転の補助に従事する従業員(以下「乗務員」という)の[C：**健康状態**]の把握に努め、疾病、疲労その他の理由により[D：**安全な**]運転し、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

| | | |
|--------------|----------------|------------------|
| 1. 乗務状況 | 2. 2カ月 | 3. 安全な |
| 4. 必要な資格を有する | 5. 継続して | 6. 必要な員数の |
| 7. 3カ月 | 8. 健康状態 | |

問3

次の記述のうち、運行管理者の行わなければならない業務として、**正しいものを2つ**選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. **異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する適切な指示その他の輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずること。**
2. 一般貨物自動車運送事業者に対し、事業用自動車の運行の安全の確保に関して緊急を要する事項に限り、遅滞なく、助言を行うこと。
3. 法令の規定により、運転者に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存し、並びに国土交通大臣が告示で定めるアルコール検知器を備え置くこと。(有効に保持すること)

4. 運転者に対し、道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検（日常点検）を実施し、又はその確認をすることについて、指導、監督を行うこと。

問4

次の記述のうち、貨物自動車運送事業者の事業用自動車の運転者（以下「運転者」という）に対する乗務前の点呼（運転者の所属する営業所において対面で行うものに限る）において、運行管理者が法令の定めにより実施しなければならない事項として正しいものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 「道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検（日常点検）の実施又はその確認」について報告を求め、及び確認を行う。
2. 「酒気帯びの有無」について、報告を求めるとともに、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器（国土交通大臣が告示で定めるもの）を用いて確認を行う。
3. 「疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無」について報告を求め、確認を行う。
4. 「貨物の積載重量及び貨物の積載状況」について報告を求め、及び確認を行う。
5. 「事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示」をする。

問5

次の自動車事故に関する記述のうち、一般貨物自動車運送事業者が自動車事故報告規則に基づく国土交通大臣への報告を要しないものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業用自動車が踏切を通過中、その先の道路が渋滞していたため前車に続き停車したところ、当該自動車の後部が踏切内に残った状態となり、そこに進行してきた列車と接触事故を起こした。
2. 事業用自動車が左折したところ、左後方から走行してきた自転車を巻き込む事故を起こした。この事故で、当該自転車の乗車していた者に20日間の医師の治療を要する傷害を生じさせた。
※重傷者の定義と違うため、報告を要しない。
3. 事業用自動車の運転者が運転操作を誤り、当該事業用自動車が道路の側壁に衝突した後、運転席側を下にして横転した状態で道路上に停車した。この事故で、当該運

転者が10日間の医師の治療を要する傷害を負った。

4. 高速自動車国道を走行中の事業用けん引自動車のけん引装置が故障し、事業用被けん引自動車と当該けん引自動車が分離した。

問6

一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という)の運行管理者の選任等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、事業用自動車(被けん引自動車を除く)の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を30で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする)に1を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。
2. 事業者は、法令に規定する運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する講習であつて国土交通大臣の認定を受けたもの(基礎講習)を修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者(補助者)を選任することができる。
3. 事業者は、次の①又は②の場合には、当該事故又は当該処分(当該事故に起因する処分を除く。以下「事故等」という)に係る営業所に属する運行管理者に、事故等があった日の属する年度及び翌年度(やむを得ない理由がある場合にあつては、当該年度の翌年度及び翌々年度、国土交通省令の規定により既に当該年度に基礎講習又は一般講習を受講させた場合にあつては、翌年度)に基礎講習又は一般講習を受講させなければならない。
 - ① 死者又は重傷者(法令で定めるもの)を生じた事故(以下「事故」という)を引き起こした場合
 - ② 貨物自動車運送事業法第33条(許可の取消し等)の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。以下「処分」という)の原因となった違反行為をした場合
4. 事業者は、事故を引き起こした場合又は処分の原因となった違反行為をした場合には、これに係る営業所に属する運行管理者(当該営業所に複数の運行管理者が選任されている場合にあつては、統括運行管理者及び事故等について相当の責任を有する者として運輸支局長等が指定した運行管理者)に、当該事故の報告書を運輸支局長等に提出した日又は当該処分のあった日から1年(やむを得ない理由がある場合

にあつては、1年6ヶ月)以内において、できる限り速やかに特別講習を受講させなければならない。(事故等があつた日)

問7

一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という)の事業用自動車の運行の安全を確保するために、特定の運転者に対して行わなければならない国土交通省令で定める特別な指導等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 事業者は、高齢運転者に対する特別な指導については、国土交通大臣が認定した高齢運転者のための適性診断の結果に踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について運転者が自ら考えるように指導する。この指導は、当該適性診断の結果が判明した後1カ月以内に実施する。
2. 特別な指導を要する事故惹起運転者とは、死者又は重傷者(法令で定めるもの)を生じた交通事故を引き起こした運転者及び軽傷者(法令で定めるもの)を生じた事故を引き起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者をいう。
3. 事業者は、法令に基づき事業用自動車の運転者として常時選任するために新たに雇い入れた場合には、当該運転者について、自動車安全運転センター法に規定する自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書又は運転記録証明等により、雇い入れる前の事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認する。
4. 事業者が行う事故惹起運転者に対する特別な指導については、やむを得ない事情がある場合及び外部の専門的機関における指導講習を受講する予定である場合を除き、当該交通事故を引き起こした後、再度事業用自動車に乗務を開始した後1カ月以内に実施する。(原則、再度乗務する前)

問8

一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という)の事業用自動車の運行に係る記録簿等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 事業者は、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車に運転者を乗務させた場合にあつては、当該乗務を行った運転者ご

とに貨物の積載状況を「乗務等の記録」に記録させ、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

2. 事業者は、法令の規定により運行指示書を作成した場合には、当該運行指示書を、**運行を計画した日から1年間保存しなければならない。**(運行を終了した日から)
3. 事業者は、運転者が転任、その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る法令に基づき作成した運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを3年間保存しなければならない。
4. 事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間細線しなければならない。

平成28年第2回(平成29年3月)

問1

貨物自動車運送事業に関する次の記述のうち、**正しいものを2つ**選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. **一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受けた者は、その取消しの日から2年を経過しなければ、新たに一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可を受けることができない。**
解説 貨物自動車運送事業第5条 欠格事由 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受けその取消しの日から2年を経過しない者。
2. 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という)は、運送約款を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

解説 貨物自動車運送事業法第10条

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3. 事業者は、運行管理者に対し、国土交通省令で定める業務を行うため必要な権限を与えなければならない。また、事業者及び事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う助言又は指導があった場合は、これを尊重しなければならない。

解説 助言については尊重し、指導があった場合には従わなければならない。

4. 事業者は、法令の規定により運行管理者を選任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

問2

貨物自動車運送事業法に定める一般貨物自動車運送事業者の輸送の安全についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句を下の枠内の選択肢(1～8)から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の[A: **数**]、荷役その他の事業用自動車の運転に附随する作業の状況等に応じて必要となる員数の運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は[B: **睡眠**]のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な[C: **勤務時間及び乗務時間**]の設定その他事業用自動車の運転者の[D: **過労運転の防止**]するために必要な措置を講じなければならない。

- | | | |
|-------------------|---------------|----------------------|
| 1. 待機 | 2. 安全運転を確保 | 3. 数 |
| 4. 過労運転を防止 | 5. 種類 | 6. 勤務時間及び乗務時間 |
| 7. 睡眠 | 8. 拘束時間及び休息期間 | |

問3

次の記述のうち、運行管理者が行わなければならない業務として正しいものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 運転者に対し、乗務を開始しようとするとき、法令に規定する乗務の途中及び乗務を終了したときは、法令の規定により点呼を受け、一般貨物自動車運送事業者の規定による報告をしなければならないことを、徹底すること。
2. 法令の規定により、乗務員が休憩又は睡眠のために利用することができる施設を適切に管理すること。
3. 自動車事故報告規則第5条(事故警報)の規定に定められた事故防止対策に基づき、事業用自動車の運行の安全の確保について、従業員に対する指導及び監督を行う

こと。

4. 法令の規定により、従業員に対し、効果的かつ適切に指導及び監督を行うため、輸送の安全に関する基本的な方針の策定その他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずること。

解説 基本的な方針の策定は事業者。運行管理者の業務ではない。

問4

貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対する点呼に関する次の記述のうち、**誤っているものを1つ**選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 運行管理者の補助者は、運行管理者の指導及び監督のもと、事業用自動車の運転者に対する点呼の一部(点呼を行うべき総回数の3分の2未満)を行うことができる。
2. 乗務前の点呼は、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法)により行わなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、当該事業者は、国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。
3. 貨物自動車運送事業者は、運行上やむを得ない場合は、電話その他の方法により点呼を行うことができるが、営業所と当該営業所の車庫が離れている場合は、運行上やむを得ない場合に該当しないので、対面により点呼を行わなければならない。
4. 2日間にわたる運行(1日目の乗務が営業所以外の遠隔地で終了し、2日目の乗務開始が1日目の乗務を終了した地点になるもの)については、1日目の乗務後の点呼及び2日目の乗務前の点呼のいずれも対面で行うことができないことから、2日目の乗務については、乗務前の点呼及び乗務後の点呼(乗務後の点呼は対面で行う)のほかに、当該乗務途中において少なくとも1回電話その他の方法により**点呼(中間点呼)を行わなければならない**。

※2日目の乗務終了後に点呼を行うため、中間点呼は必要ない。

問5

次の自動車事故に関する記述のうち、一般貨物自動車運送事業者が自動車事故報告規則に基づき運輸支局長に**速報を要するものを2つ**選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

のとする。

1. 事業用自動車は、交差点で信号待ちで停車していた乗用車の発見が遅れ、ブレーキをかける間もなく追突した。この事故で、当該事業用自動車の運転者が30日の医師の治療を要する傷害を負うとともに、追突された乗用車の運転者が病院に15日間入院する傷害を負い、同乗者が死亡した。

解説 2名以上の死者又は5名以上の重傷者の場合、速報しなければならない。

2. 事業用自動車が交差点において乗用車と出会い頭の衝突事故を起こした。双方の運転者は共に軽傷であったが、当該事業用自動車の運転者が事故を警察官に報告した際に、その運転者が道路交通法に規定する酒気帯び運転をしていたことが発覚した。

3. 事業用自動車が走行中、鉄道施設である高架橋の下を通過しようとしたところ、積載していたコンテナの上部が橋桁に衝突した。この影響で、3時間にわたり本線において鉄道車両を休止させた。

解説 速報は要しない。

4. 事業用自動車が片側2車線の道路を走行中、左側の車線が右側の車線に進路変更したところ、右後方から走行してきた乗用車と接触し、その反動で当該乗用車が対向車線に飛び出し対向車と衝突した。この事故で乗用車に乗車していた5名が重傷(自動車事故報告規則で定めるもの)を負った。

問6

一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という)の過労運転の防止等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 事業者は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者(以下「運転者」という)を常時選任しておかなければならず、この場合、選任する運転者は、日々雇い入れられる者、2カ月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く)であってはならない。
2. 特別積合せ貨物運送を行う事業者は、当該特別積合せ貨物運送に係る運行系統であって起点から終点までの距離が100キロメートルを超えるものごとに、所定の事項について事業用自動車の乗務に関する基準を定め、かつ、当該基準の遵守について乗務員に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

3. 運転者が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間(ただし、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」労働省告示)の規定において厚生労働省労働基準局長が定めることとされている自動車運転者がフェリーに乗船する場合における休息期間を除く)は、**168時間**を超えてはならない。

解説 **144時間**を超えてはならない。

4. 事業者は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、当該運転者と交替するための運転者を配置しておかなければならない。

問7

一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という)の事業用自動車の運行の安全を確保するために、国土交通省告示に基づき運転者に対して行わなければならない**指導監督**及び特定の運転者に対して行わなければならない特別な指導に関する次の記述のうち、**誤っているものを1つ**選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業用自動車の運転者の乗務において、道路交通法に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則に規定する事故若しくは著しい運行の遅延その他の異常な事態が発生した場合にあつては、その概要及び原因を「乗務等の記録」に記録するよう運転者に対し指導及び監督をすること。
2. 他の運転者と交替して乗務を開始しようとするときは、当該他の運転者から所定の通告を受け、当該事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な機能について、**運行の状況に応じて必要な点検を実施**するよう、運転者に対し指導及び監督すること。

解説 交替時には必ず点検を行うよう指導する。

3. 事業者は、適齢診断(高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを)運転者が65才に達した日以後1年以内に1回受診させ、その後3年以内ごとに1回受診させること。
4. 事業者は、事業用自動車の運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者であつて、当該事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に他の事業者によって運転者として常時選任されたことがない者には、やむを得ない事情がある

場合を除き、初任運転者を対象とする特別な指導を当該事業者において初めて乗務する前に行うこと。

問 8

一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という)の貨物の積載等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときは、偏荷重が生じないように積載しなければならない。また、貨物が運搬中に荷崩れ等により落下することを防止するため、必要な措置を講じなければならない。
2. 国土交通大臣は、事業者が過積載による運送を行ったことにより、貨物自動車運送事業法の規定による命令又は処分をする場合において、当該命令又は処分に係る過積載による運送が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであると認められ、かつ、当該過積載による運送の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該荷主に対しても、当該過積載による運送の再発の防止を図るため適切な措置を執るべきことを勧告することができる。
3. 車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務する運転者は、当該乗務において、法令の規定に基づき作成された運行指示書に「貨物の積載状況」が記録されている場合は、乗務等の記録に当該事項を記録したものとみなされる。

解説 記載されていても、記録しなければならない。

4. 事業者は、道路法第47条第2項の規定(車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が政令で定める最高速度を超えるものは、道路を通行させてはならない)に違反し、又は政令で定める最高速度を超える車両の通行に関し道路管理者が付した条件(運行経路、通行時間等)に違反して事業用自動車を通行させることを防止するため、運転者に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。